光劇場復活友の会

1. 総則

【名称及び事務局】

1. 本会は光劇場復活友の会（以下｢本会｣という。）と称し、事務局を北木西公民館に置く。

【会員】

1. 本会の会員は、設立目的に賛同し、年会費を納入する個人及び法人とする。

【目的】

1. 本会は、平成26年に47年ぶりに復活させた「光劇場」を地域の憩いの場として活用するために賛同する有志によって設立されたものである。

地域内外の方々に活用していただき人交密度を増やし、地域活性化の拠点としての活動を支援するための組織です。

【事業】

1. 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
2. 会員相互の扶助・親睦に関すること
3. 光劇場の維持管理に関すること
4. 光劇場及びカフェの運営に関すること
5. 光劇場及びカフェでのイベントに関すること

第2章　役員

【役員の種類】

第5条　本会に次の役員を置く。

1. 会長　　　1名
2. 副会長　　2名
3. 運営委員　5名
4. 事務局長　1名
5. 会計　　　1名
6. 監事　　　1名

２　前項の役員は総会において選出する。

【役員の職務】

第6条　会長は、会を代表して会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する

３　運営委員は本会の運営のための職務を担う

４　事務局長は、会の事務全般を担う

５　会計は、会の会計事務を処理する。

６　監事は、会計の監査を行う。

【役員の任期】

第7条　役員の任期は2年とする。(ただし再任は妨げない。)

２　補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

第3章　総会

【総会の種別】

第8条　総会は、定期総会と臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年4月に開催する。

３　臨時総会は会長が必要と認めるとき、全会員の過半数の会議の目的たる事項を示して請求があったときに召集することができる。

【総会の招集】

第9条　総会は会長が召集する。

２　総会を召集するときは、会員に対して、会議の目的及びその内容ならびに日時及び場所を示して開会の7日前までに通知しなければならない。

【総会の審議】

第10条　総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、決議する。

1. 事業計画、事業報告に関する事項
2. 予算、決算に関する事項
3. 役員の選任及び解任に関する事項
4. 会則等の改正に関する事項
5. その他の重要事項

【総会の定足数】

第11条　総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。（ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。）

【総会の議決】

第12条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【総会の議事録】

第13条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員も含む）
3. 開催目的、審議事項及び議決事項
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の専任に関する事項

２　議事録には、議長およびその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

第4章

【役員会の構成】

第14条　会の中に役員会を置く。

２　役員会は、第6条で定める役員（ただし監事を除く）をもって構成する。

【役員会の招集】

第15条　役員会は、必要に応じ会長が召集する。

【役員会の審議事項】

第16条　役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

1. 総会に付すべき事項
2. 総会において議決された事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章　会計

【経費】

第17条　会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

【会費】

第18条　会員は法人会員と個人会員からなり、個人会員は年会費500円、法人会員は年会費5000円を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

２　入会の場合は年度途中であっても年会費を納入するものとする。

３　退会の場合は年度途中であっても年会費は返還しないものとする。

４　役員会の認定により、減額または猶予することができる。

【事業年度及び会計年度】

第19条　会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会計監査】

第20条　会計の監査は随時これをすることができる。

【会計報告】

第21条　収支計算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

【委任】

第22条　この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。